

指標

平成20年度の指導について

常任理事・医療保険部長
西里 卓次

北海道医師会、北海道社会保険事務局、北海道保健福祉部保健医療局国民健康保険課の三者による「平成20年度の医療保険に関する打合せ」を、去る5月21日に実施した。

昨年度の実施結果について簡単に報告を受けたあと、「平成20年度社会保険医療担当者指導実施計画について」の協議に移った。

ご承知のとおり昨年度は、「集团的個別指導の対象保険医療機関の選定方法および指導方法（個別部分の考え方）*」について、お互いの意見に差異があり当会として了承せず、この部分を保留とした（平成19年7月1日付・北海道医報「指標」に詳報）。その結果、昨年度は「集团的個別指導」が全く実施されなかった。

* 北海道医師会：平成15年度から実施している『全ての保険医療機関を対象に、集団部分のみの実施とし、更新年次の保険医療機関が講習会形式で受講する「北海道方式」』。
北海道社会保険事務局：『指導大綱に沿って高点数医療機関を受講対象とし、集団部分終了後、個別部分も実施する方式』（平成14年度以前に一時、実施していたものを復活）。

本年度は協議の結果、「集团的個別指導」の選定方法・指導方法について、一部、継続協議となったが、そのほかについては了承した。すなわち、「集团的個別指導」は、本年9月までは当会が主張する更新年次の保険医療機関を対象とする「北海道方式」を実施することが認められ、北海道社会保険事務局が北海道厚生局に移行する10月以降の「集团的個別指導」については、協議する体制が整った時点で改めて協議することとなった。10月以降の取扱いについては改めて本誌にて報告したい。

会議当日、北海道社会保険事務局から説明があり確認した内容（昨年度の指導状況、本年度の指導計画の内容）を以下のとおり記す。

平成19年度の指導状況

『集団指導』（指定時講習会）については表1のとおりである。6月～8月の3カ月間の保険医受講者が多いのは新規保険医に指定された新卒の若い医師の出席によるものである。

表1 平成19年度集団指導の状況（指定時講習会）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	合計
通知数	保険医	1	40	88	91	78	4	4	0	1	307
	医療機関	21	16	4	1	10	6	4	8	15	85
出席数	保険医	2	13	86	93	68	5	10	1	0	278
	管理者	25	8	6	6	8	9	12	11	25	110
	事務職員	8	5	4	2	6	2	0	4	17	48
	合計	35	26	96	101	82	16	22	16	42	436

『集团的個別指導』については冒頭で説明のとおり、実施されなかった。

上記各指導とも事務職員のみ出席は受講とは認められない。『集団指導』（指定時講習会）では「新規指定保険医療機関の開設者、管理者」および「新規登録した保険医」の出席が義務づけられ、『集团的個別指導』では「管理者」の出席が義務づけられている。法に定められた指導であるため、理由なく欠席した場合はペナルティとして、後日『個別指導』が行われるので対象者は全員出席されたい。本年度は『集団指導（指定時講習会）』『集团的個別指導』、ともに実施されるが、対象保険医療機関には北海道社会保険事務局より必ず事前通知がなされる。

『個別指導』の状況は表2のとおりである。病院2件、診療所22件（うち診療内容に関連したものが20件、新規指定保険医療機関（概ね6カ月～1年経過した保険医療機関）へのものが4件）の計24件である。診療内容に関連したものの20件のうち、1件が監査を要した。そのほかでは18年度に監査を要した1件が保険医療機関指定取消の処分となっている。

「特定共同指導」（医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関に対

表2 個別指導状況

内 訳 年 度	総 数			病 院			診 療 所		
	保険医療 機関数	指導 実施数	割 合	保険医療 機関数	指導 実施数	割 合	保険医療 機関数	指導 実施数	割 合
平成13年度	3,541件	12件	0.30%	636件	5件	0.80%	2,905件	7件	0.20%
平成14年度	3,543件	17件	0.50%	635件	7件	1.10%	2,908件	10件	0.30%
平成15年度	3,524件	11件	0.30%	629件	10件	1.60%	2,895件	1件	0.03%
平成16年度	3,474件	19件	0.50%	630件	19件	3.00%	2,844件	0件	0.00%
平成17年度	3,432件	6件	0.20%	620件	2件	0.30%	2,812件	4件	0.10%
平成18年度	3,399件	29件	0.90%	617件	4件	0.60%	2,782件	25件	0.90%
平成19年度	3,426件	24件	0.70%	602件	2件	0.33%	2,824件	22件	0.78%

(注) (1) 保険医療機関数は、各年度の4月1日現在の件数
(2) 特定共同指導、共同指導を除く

する指導)は、実施されなかった。



【北海道における各指導の内容】

指導は、国が示す「指導大綱」によって定められ、指導対象保険医療機関への指導方針・選定基準を示している。それを受け北海道においては、北海道社会保険事務局と北海道が年度当初に選定計画を策定している。

冒頭で報告したとおり、「集团的個別指導」の選定方法・指導方法について、一部、継続協議となったが、そのほかについては了承した。

参考までに、北海道における本年度の指導内容について各形態別に記載する。

◎集団指導（指定時講習会）

集団指導（指定時講習会）の選定基準は平成19年度の指導状況でも触れたとおり、「新規指定保険医療機関の開設者、管理者並びに請求事務担当者」および「新規登録した保険医」を対象とし、講習会形式で行う。本年度の日程は表3のとおりである。

表3 集団指導日程（指定時講習会）

開催日	開催日
平成20年4月8日(火)	平成20年9月9日(火)
平成20年5月8日(木)	平成20年10月7日(火)
平成20年6月10日(火)	平成20年12月9日(火)
平成20年7月8日(火)	平成21年2月10日(火)
平成20年8月7日(木)	平成21年4月7日(火)

- ◎ 開催会場 北海道医師会館
- ◎ 開催時間 午前10時～午後3時30分
- ◎ 通知時期 指導日の1カ月前

◎集团的個別指導

再三述べているが、「集团的個別指導」の選定方法・指導方法について、一部、継続協議となった。

本年9月までは当会が主張する更新年次の保険医療機関を対象とする「北海道方式」で実施し、10月以降については改めて協議することとなった。10月以降、指導・監査業務が北海道厚生局に移行するが、厚生労働省では『指導大綱』に基づいて、全国一律に、「診療報酬明細書の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等について、1件当たりの平均点数が高い順に選定する」ことを目論んでいることも考えられる。

平成15年度より、全ての保険医療機関を対象に「保険診療の理解」を目的として公平に受講させるとの観点から実施してきた、いわゆる「北海道方式の集团的個別指導」のほうははるかに実効をあげている。10月以降の選定方法・指導方法については十分注視しながら、日本医師会と連携していく必要がある。

本年9月までの指導内容は以下のとおりである。

① 実施対象

- ・平成20年度に更新予定（みなし更新を含む）の保険医療機関および平成18年度・19年度未実施

地区等の保険医療機関を対象に実施する。

- ・診療所のみ

◎ 指導時間は概ね1時間

② 指導形態

- ・一定の場所に集め、講習会方式で実施する。

◎特定共同指導

本年度の上期（4月～9月）においては実施される予定はない。下期（10月～3月）については未定である。

対象保険医療機関は指導大綱の選定基準のとおり、「医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等」の予定である。

◎個別指導

指導の主な内容は下記のとおりである。文言整理をしているが、昨年度と内容は同様である。

本年度も昨年度に引き続き「診療内容に関連した個別指導」が中心となると思われる。「個別指導」においては、診療報酬明細書の誤請求にかかわる自主返還を求められ、医療機関では経済的損失を生ずることが多い。普段より療養担当規則を遵守するだけでなく、診療録の記載内容・記載方法についても十分留意することが肝要である。

① 実施対象

- ・支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、必要と認められた保険医療機関（速やかに実施する）
- ・個別指導の結果、「再指導」となった保険医療機関または「経過観察」であって改善が認められない保険医療機関
- ・監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関
- ・正当な理由がなく集団指導・集团的個別指導を拒否した保険医療機関
- ・医療法第25条に基づく立入検査の結果、問題があった保険医療機関
- ・検察または警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ・他の保険医療機関等の個別指導または監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ・会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ・その他、特に個別指導が必要と認められる保険医療機関

② 指導形態

- ・指導は、診療報酬明細書に基づき、診療録および関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により実施する。なお、指導場所については、病院については当該保険医療機関とし、診療所については原則、別会場で実施する。また、指導時

間は診療所2時間程度、病院6時間程度とする。

③ 使用する診療報酬明細書

- ・原則として、指導月前の連続した2カ月分の診療報酬明細書（社保、国保、後期高齢者分）とする。ただし、情報提供等、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

◎新規個別指導（新規指定保険医療機関）

新規指定保険医療機関を対象としており、指導の主な内容は下記のとおりである。昨年度と内容は同様である。なお、「新規個別指導（新規指定個別指導）」では自主返還等の措置はない。

① 実施対象

- ・新規指定より概ね6カ月を経過した保険医療機関

② 指導形態

- ・指導は、診療報酬明細書に基づき、診療録および関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により実施する。なお、指導場所については、病院については当該保険医療機関とし、診療所については原則、別会場で実施する。また、指導時間は診療所1時間程度、病院2時間程度とする。

「集团的個別指導」「個別指導」ともに北海道医師会ならびに地元医師会の立会が必要であり、行政の指導対応、指導内容に異議あるいは疑義がないか、中立的な立場で臨むことが主旨と考えている。



生活保護法による指定医療機関の個別指導

去る5月14日、北海道医師会、北海道保健福祉部保健医療局福祉援護課との間で平成20年度生活保護医療に関する打合せを行い、指導内容について了承した。なお、「生活保護法指定医療機関医療担当規程」が一部改正されたが、指導の基本方針に変更はない。

本年度は昨年度に引き続き、生活保護法による指定介護機関に対する個別指導も実施が予定されている。個別指導の目的、着眼点、方法を抜粋したので対象医療機関の参考にしていただきたい。

個別指導

(1) 目的

被保護者の処遇向上と自立助長が効果的に行

われるよう、福祉事務所と指定医療機関の相互の協力体制を確保する。

(2) 着眼点

ア 医療扶助に対する理解の状況

- (ア) 生活保護制度の趣旨および医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。
- (イ) 診療報酬の請求は適切に行われているか。
- (ウ) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。

イ 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況

- (ア) 福祉事務所との協力は円滑に行われているか。
- (イ) 医師、看護師等医療従事者は確保されているか。
- (ウ) 診療録の記載および保存は適切に行われているか。
- (エ) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。
- (オ) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は適切に行われているか。
- (カ) 入院患者日用品費等の取扱いは適切に行われているか。

(3) 方法

ア 懇談指導

被保護者の医療給付に関する事務および診療状況等について診療録その他帳簿関係書類を閲覧し、懇談指導により行う。

なお、個別指導の結果、特に必要があると認められるときは被保護者についてその受診状況を調査することができるものとする。

イ 集合指導

個別指導は原則として実地に行うこととする。ただし、必要に応じ指定医療機関の管理者またはその他の関係者を一定の場所に集合させて行うことができる。

本年度の実施予定と選定基準は表4のとおりである。

表4 平成20年度生活保護法による指定医療機関の個別指導の選定について

- 1 「生活保護法による指定医療機関に対する指導要綱」の第2に基づき、本年1月分の生活保護法による医療券発行枚数等を基準として選定する。
 - (1) 市所在の指定医療機関は該当市福祉事務所から交付される医療券の発行枚数が50枚以上
 - (2) 郡部所在の指定医療機関は該当支庁保健福祉事務所から交付される医療券の発行枚数が20枚以上
 - (3) 福祉事務所から指導の要請のあった指定医療機関
- 2 1のうち5年以上個別指導が実施されていない医療機関を優先するものとする。
- 3 室蘭市については、選定基準を満たしていながら個別指導が未実施の指定医療機関が多いことから、集合指導を実施する。

※ 平成20年度指定医療機関 個別指導実施医療機関数
病院21カ所（内集合指導1）、診療所27カ所（内集合指導11）、合計48カ所